

運営規程

社会福祉法人多摩養育園
特別養護老人ホーム桜の里

社会福祉法人多摩養育園
特別養護老人ホーム桜の里

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩養育園が設置するユニット型特別養護老人ホーム桜の里（以下「桜の里」という）の指定介護老人福祉施設及び桜の里に併設される指定短期入所生活介護事業所（介護予防指定短期入所生活介護事業所を含む）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、入居者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めるものとする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
 - 3 指定介護老人福祉施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って施設サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 4 指定介護老人福祉施設は、医療重点型の介護老人福祉施設として、医療ニーズを抱えた入居者に適切な施設サービスを提供するよう努めるものとする。
 - 5 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。
 - 6 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者への虐待防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 7 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、入居者の権利保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。
 - 8 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、障害者の雇用の促進

等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。

- 9 指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等という）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）施設の名称 特別養護老人ホーム桜の里
- （2）施設の所在地 東京都八王子市犬目町560番地1
- （3）併設する介護保険施設
 - ア 指定短期入所生活介護事業所
 - イ 居宅介護支援事業所

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員）

第4条 介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」及び「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- （1）施設長 1名
- （2）医師 1名以上
- （3）生活相談員 2名以上
- （4）介護職員 37名以上（ユニット毎にユニットリーダー1名）
- （5）看護職員 3名以上
- （6）栄養士 1名以上
- （7）機能訓練指導員 1名以上
- （8）介護支援専門員 2名以上
- （9）事務員 2名（実情に応じた職員数を基本とする）
- （10）調理員 5名（実情に応じた職員数を基本とする）

2 前項に定めるものの他必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務）

第5条 職員は、設置目的を達成するために必要な職務を行う。

施設長は、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所、居宅介護支援事業所の業務を統括する。また、施設長が事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

- （1）医師は、入居者の診療、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- （2）生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び

実施に関することに従事する。

- (3) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、相談及び援助に従事する。
 - (4) 看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに入居者の保健衛生管理に従事する。
 - (5) 看護責任者は、医師の指示を受け看護と介護に係わる体制整備を図る。
 - (6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに入居者の栄養指導に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。
 - (9) 調理員は、給食業務に従事する。
 - (10) 事務員は、庶務及び経理、会計事務並びに建物・設備・物品等の管理に関する業務に従事する。
- 2 日中については、ユニット毎に常時1名以上の介護職員を夜間及び深夜については2ユニット毎に常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニット毎に常勤のユニットリーダーを1名配置することとする。

第3章 利 用 定 員

(入居定員)

第 6 条 指定介護老人福祉施設の入居定員は、108名とする。

(1) ユニット数は、9ユニットで、ユニット毎の入居定員は12名とする。

2 指定短期入所生活介護事業所の定員は、12名とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合をのぞき、入所定員及び居室の定員を超えて入居させないこととする。

第4章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画の作成)

第 7 条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の入居者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを入居者に対して説明の上書面を交付し、同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護事業所（予防介護も含む）の入居者については、相当期間以上にわたり継続して利用することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを入居者に対して説明のうえ同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第 8 条 職員は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第 9 条 1 週間に 2 回以上入浴を行う。ただし、入居者に傷病や伝 染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でない判断する場合には清拭に代えることができる。

(排泄)

第 10 条 入居者の心身の状況に応じて、また入居者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつは、適宜取り替えるものとする。

(離床、着替え、整容等)

第 11 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 12 条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 7 時 30 分～

(2) 昼食 12 時 00 分～

(3) 夕食 18 時 00 分～

3 予め連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上又は管理上許容可能な一定時間、食事の置き置きをすることができる。

4 予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 食事の提供は、入居者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行う。

6 食事の提供は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しなければならない。

(送迎)

第 13 条 指定短期入所生活介護事業所の入居者の入所時及び退所時には、利用の希望・状態により自宅まで送迎を行う。ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとする。

(1) 八王子市

(2) あきる野市

(3) 福生市

(4) 羽村市

(5) 日の出町

(相談、援助)

第 14 条 職員は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(日常生活支援)

第15条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 施設は、要介護認定の申請等、入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第16条 入居者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第17条 医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 指定介護老人福祉施設の入居者が、入院する必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行なうものとする。

3 入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共にその緊急連絡先へも速やかに連絡を行なうものとする。

(利用料)

第20条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の自己負担分と居住費、食費、加算及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料(運営規程別紙)の合計額とする。

2 指定短期入所生活介護事業所の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス(居宅支援サービス)にかかる費用の自己負担分と送迎に要する費用、滞在費、食費及び日常生活等に要する費用として別に定める利用料(運営規程別紙)の合計額とする。

3 入居者が、特例居宅介護サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を

受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

4 利用料は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。

5 利用者は、第4項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所後すみやかに支払うものとする。

6 原則支払いは、振込み（指定介護老人福祉施設利用の場合は、自動引き落としも可）のみとする。その他の方法を希望する場合は、利用開始時に施設長と入居者で決定するものとする。

第4章 利用にあたっての留意事項

（日課の尊重）

第21条 入居者は、自己選択の生活と共同生活の秩序を尊重し、相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第22条 入居者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届出るものとする。

（面会）

第23条 入居者は外来者と面会しようとするときは、入居者又は外来者が、その旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

（健康留意）

第24条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。ホームで行う健康診断は特別な理由がないかぎりこれを受診するものとする。

（衛生保持）

第25条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、ホームに協力するものとする。

（禁止行為）

第26条 入居者は、ホーム内で次の行為をしてはならない。

（1）けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

（2）政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を排撃したりすること。

（3）指定した場所以外で火気を用いること。

（4）ホームの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

（5）故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

第5章 非常災害対策

(災害、非常災害対策)

- 第27条 消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。
- 3 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとする。

第6章 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行う際の手続き

(身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法)

- 第28条 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束廃止委員会を設置し、同委員会において入居者の「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要素を確認するものとする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、上記3要素の全てに該当する場合、身体的拘束に関する。説明書を作成し、入居者・その家族に説明し同意を得るものとする。
また、同意に基づいて身体的拘束等を行う場合はその理由、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況を記録しなければならない。
- 3 施設長・看護職員・生活相談員・主任介護職員・介護職員・介護支援専門員は、身体的拘束廃止委員会の委員として上記の協議を行うものとする。
- 4 身体的拘束廃止委員会において協議を行う事が出来ない夜間・深夜帯に身体的拘束等が必要となった場合は、速やかに施設長に連絡して指示を仰ぐものとする。また、施設長に連絡がつかなかった場合については、生活相談員に連絡して指示を仰ぐものとする。この場合、生活相談員は速やかに施設長に報告するように努めなければならない。
- 5 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければならない。
- 6 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しなければならない。
- 7 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施しなければならない。

第7章 緊急時等における対応方法

- 第29条 指定介護老人福祉施設は、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、配置医との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、情報共有の方法や曜日や時間帯ごとの連絡方法など、配置医と施設で具体的な取り決めを行わなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、複数の配置医を置くか、配置医と協力病院などの医師

が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制の確保に努めなければならない。

第8章 その他の運営についての重要事項

（利用資格）

第30条 利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は短期入所生活介護（予防も含む）の利用の資格があり、利用を希望する者であつて、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他法令により入居できるものとする。

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第31条 施設の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

（施設・設備）

第32条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が入居者と協議の上で、決定するものとする。

- 2 入居者は、定められた場所以外に、私物を置いたり、占用してはならない。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行なうものとする。

（苦情処理）

第33条 入居者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができる。その場合速やかに事実関係を調査し、必要に応じて苦情解決委員会を開催し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について、入居者又は身元引受人に報告するものとする。

（秘密の保持）

第34条 職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。
- 3 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に対し、入居者又はその家族に関する情報を提供する際には、入居者の情報については、当該入居者の同意を、その家族の情報については当該家族の合意を、あらかじめ、文書により得なければならない。

（衛生管理等）

第35条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を、検討する。委員会を月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図らなければならない。
 - (2) 施設は、施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のため、平常時の対策及び発生時の対応を規定する指針を整備しなければならない。
 - (3) 施設は、介護職員等に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施しなければならない。また、調理、清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても施設の指針が周知される措置を行わなければならない。
 - (4) 前項に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が、疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行わなければならない。
- 3 施設は、感染症又は食中毒の発生を防止するための措置等について必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つようにしなければならない。

(協力病院等)

- 第36条 施設は、施設で対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケース（入居者）について迅速且つ適切に対応するため、協力病院を定めなければならない。
- 2 施設は、入居者の歯科治療及び歯科衛生に対応するための協力歯科医療機関を定めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第37条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する。
- (1) 事故が発生した場合の対応、各号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び介護職員その他の職員に対する研修を、定期的に行う。
 - (4) 施設は、入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者や八王子市に連絡するとともに、入居者の家族等に連絡を行う等、必要な措置を講じなければならない。また、短期入所生活介護事業所においては、在宅における介護支援専門員にも併せて連絡をしなければならない。
- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録しなければならない。
- 3 施設は、入居者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 施設は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第38条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、地域住民との連携、協力等により地域との交流を計るものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めるものとする。

(職員の研修)

第39条 指定介護老人福祉施設は、職員の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(記録の整備)

第40条 指定介護老人福祉施設は、設備、職員及び会計に関する次に掲げる記録を整備しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入居者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入居者の退所の日から2年間保存しなければならない。

(1) 処遇計画

(2) 具体的な処遇の内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その他の入所者の心身の状況並びに理由の記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び処置についての記録

(虐待防止に関する事項)

第41条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

第9章 雑 則

(委任)

第42条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第43条 この規程の改正、廃止する時は、社会福祉法人多摩養育園理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成28年11月25日制定、平成29年4月1日から施行する。
平成30年3月23日一部改正し、平成30年4月1日より施行する。

令和3年3月19日一部改正、令和3年4月1日適用

別紙1 「居住費・食費」は、令和3年8月1日適用

別紙1 令和4年10月28日改正し、令和4年10月1日から施行する。

令和6年3月15日一部改正、令和6年4月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和8年6月4日改正し、令和8年6月1日から施行する。

別紙1、別紙2、令和8年6月4日改正し、令和8年8月1日から施行する。